

監査委員意見書

平成29年3月16日

広島県監査委員

目 次

1	工事請負契約の適正な事務処理	1 P
2	毒物及び劇物の適正な管理	2 P
3	放置艇対策の推進	3 P
4	新たな公会計制度等への対応	3 P
5	試験研究機関と事業局との連携強化	4 P
6	監査結果に対する措置等の状況	4 P
	別紙 監査結果に対する措置等の状況	5 P

1 工事請負契約の適正な事務処理

工事請負契約の事務処理については、「適正な契約手続の徹底」、「厳格な工事監督の実施」、「公正・客観性を担保した検査の徹底」を図る必要がある。

しかしながら、今年度の監査において、依然として、契約・監督・検査等のいずれの項目においても、不適切な事案が多数見受けられた。

特に、建設事務所において、当初契約の工事内容と著しく異なる工事を変更契約で処理した事案や、県立学校、警察署等での小規模工事において、工事仕様書に定める基準が未達成であるにもかかわらず、漫然と完成検査を完了していた事案が多数見受けられたことから、いまだ、契約・監督・検査等業務の重要性・意義が組織全体に周知徹底されていない状況であることが窺われた。

監査で指摘・指導等した事案については、再発防止に向けた組織的な取組を行うとともに、事務処理に当たっては、関係法令等の理解と遵守について、職員への周知徹底を図り、担当者任せにせず、組織的な取組に努めていただきたい。

また、監督・検査業務に不慣れな機関に対する組織的な支援を検討していただきたい。

【今年度の監査で見受けられた不適切な事案】

- 契約に係る事案
 - ・当初契約の工事内容と著しく異なる工事を変更契約で処理
- 監督・検査に係る事案
 - ・工事仕様書に定める基準が未達成
 - ・中間検査が未実施
 - ・建設産業廃棄物の処理状況の未確認
- その他事案
 - ・建設リサイクル法に基づく市町長への工事实施通知が未通知

2 毒物及び劇物の適正な管理

毒物及び劇物の不適正な管理については、組織全体として改善するよう、数年にわたり、繰り返し指摘してきたところである。

しかしながら、今年度の監査において、管理簿が未作成であった事案や長期にわたり未使用のまま保管されていた事案など、依然として、不適正な事案が多数見受けられた。

毒物及び劇物については、現在、多くの行政機関や県立学校等で使用されているが、その取扱いに当たっては、事故や紛失・盗難等によって、県民に多大な影響を及ぼすおそれがあることを、今一度、組織全体で再認識する必要がある。

また、今回の監査結果を対象機関の問題として限定的に捉えるのではなく、毒物及び劇物を取り扱う全ての機関に対し、毒物及び劇物の適正な管理を徹底するため、「事業者としての広島県」全体を指導等すべき部署を明確にしていきたい。

【今年度の監査で見受けられた不適切な事案】

- 保管状況に係る事案
 - ・長期にわたり使用実績のない毒物及び劇物の保管
 - ・保管場所に毒物及び劇物以外のものが混在
 - ・保管容器への毒物及び劇物等の未表示
 - ・保管庫の転倒防止措置の未実施
- 記録・管理に係る事案
 - ・管理簿の未作成及び記入漏れ
 - ・在庫量の定期点検の未実施

3 放置艇対策の推進

放置艇対策については、規制区域の設定やその受け皿としての公的係留保管施設の整備などに積極的に取り組んできたところであるが、国の全国調査では、広島県における放置艇数は、全国ワースト1位と報告されており、いまだ、多くの放置艇が存在している状況にある。

しかしながら、放置艇の取締りの前提となる受け皿づくり等の施策として広島港に整備した「広島観音マリーナ」及び「五日市漁港フィッシャリーナ」においては、利用率が長期的に低迷するなど、十分にその成果を挙げているとは言い難い状況である。

また、毎年度の入艇目標が、広島港内の放置艇数からすると、著しく低位に設定されるなど、放置艇の受け皿としての目的を、十分に反映した施設運営が徹底されていない状況が見受けられる。

については、利用率が低い公的係留保管施設の利活用方を再検討するとともに、設置目的に合致した施設運営を徹底していただきたい。

4 新たな公会計制度等への対応

新たな公会計制度については、国から平成29年度までに統一的基準による財務書類を作成するよう要請が行われており、このことについて、監査委員は、これまで、適正な財務書類の作成に向け、専門的知識を有する職員の育成や、分かりやすい財務情報の提供を求めてきたところであり、引き続き、県民への説明責任を果たすよう取り組んでいただきたい。

その中で、県営林事業費特別会計については、平成28年9月に貸借対照表を作成・公表するなど財務情報の開示に取り組まれているところであるが、資源循環林は持続的な林業経営の確立を目指すことを前提としているにもかかわらず、森林資産の評価に当たって、取得原価主義など一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいていない。

については、上記の統一的基準による財務書類の作成に併せて、一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づき、財務状態や経営状況がより明らかに、かつ、財務書類の基本的統一性が確保されるよう検討していただきたい。なお、今後、国や他の都道府県の動向に注視しながら改善する必要もある。

また、一般財団法人広島県農林振興センターから移管された分収造林事業については、県が債権放棄を行い、経営の健全化を図っている経緯を踏まえ、その後の改善状況に係る県民に対する説明にも留意し、透明性の確保に努めていただきたい。

5 試験研究機関と事業局との連携強化

現在の県立総合技術研究所は、それぞれの試験研究機関が持つ、人材、知見、ネットワークなどを、分野や領域を越えて活用することにより、県内事業者が抱える課題を総合的に解決することを目指して、総務局に設置されたものである。

事業者や事業局が発信する課題解決の要請に、確実かつ早期に対応するためには、十分なニーズの把握・分析による的確な解決策の提示と、迅速な成果・技術移転が求められ、そのためには、事業局との連携が極めて重要となる。

しかしながら、今年度の監査において、重点的な研究の普及・移転の成果は挙がっているとは言い難く、また、事業局との各分野における継続的・専門的な連携が、決して十分とは言えない状況が見受けられた。

については、今後の県立総合技術研究所の運営に当たっては、県の施策と一体となった事業運営が図られるよう事業局との連携をより一層密にするよう検討していただきたい。

6 監査結果に対する措置等の状況

平成 27 年度定例監査・テーマ監査の指摘事項等並びに平成 26 年度及び平成 25 年度定例監査・テーマ監査の未改善事項の計 118 件に対する執行機関の措置等の状況を確認したところ、「改善済み・改善見込み」が 87 件（73.7%）、「改善に着手」が 26 件（22.0%）となっている。（別紙「監査結果に対する措置等の状況」参照）

改善が図られた主なものとしては、

- ・財産及び備品の管理に関する適正な事務処理の徹底
- ・産業廃棄物処理に係る適正な事務処理の徹底

などが挙げられる。

また、改善が不十分であり、引き続き、取組状況の報告を求める主なものとしては、

- ・未利用県有地の適正管理の徹底

などが挙げられる。

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 25 年度から平成 27 年度における総括

監査結果のフォローアップとして、平成 27 年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 12 項）、平成 25 年度及び平成 26 年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

平成 25 年度から平成 27 年度までの確認対象となった件数は、合計 118 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が 87 件で、改善率にして 73.7%となっている。

（平成 26 年度及び平成 27 年度のフォローアップにおける改善率は、それぞれ 87.7%、56.7%であった。）

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分			確認対象件数			措置等の状況				
			25年度	26年度	27年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組んで いない	その他
27 年度 指摘 ・ 改善 事項	定 例 監 査	県機関	/	/	59	48	11	0	0	0
		出資法人等			9	8	1	0	0	0
		小計			68	56	12	0	0	0
	テーマ監査※	9			8	0	1	0	0	
	計				77	(83.1%) 64	(15.6%) 12	(1.3%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0
26 年度 指摘 事項 ・ 意見	定 例 監 査	県機関	66	7	2	5	0	0	0	
		出資法人等	13	3	3	0	0	0	0	
		小計	79	10	5	5	0	0	0	
	テーマ監査※	15	15	4	9	2	0	0		
	計		94	25	(36.0%) 9	(56.0%) 14	(8.0%) 2	(0.0%) 0	(0.0%) 0	
25 年度 指摘 事項 ・ 意見	定 例 監 査	県機関	136	9	1	1	0	0	0	
		出資法人等	20	3	0	0	0	0	0	
		小計	156	12	1	1	0	0	0	
	テーマ監査※	520	17	15	13	0	1	0	1	
	計		676	29	16	(87.5%) 14	(0.0%) 0	(6.3%) 1	(0.0%) 0	(6.3%) 1
合計				118	(73.7%) 87	(22.0%) 26	(3.4%) 4	(0.0%) 0	(0.8%) 1	

※ 「措置等の状況」欄のうち「その他」とは、執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるものなどである。

※ 平成 27 年度テーマ監査（県有施設の安全管理）

平成 26 年度テーマ監査（未利用県有地等の利活用及び処分）

平成 25 年度テーマ監査（公共工事の完成状況、県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況）

2 改善が図られた主な事項

(1) 財産・備品の管理について（平成 27 年度定例監査）

財産や備品について、財産台帳や備品出納簿への登録が行われていないものや、登録内容が更新されていないものがあったが、適正な事務処理の徹底が図られた。（環境県民局ほか計 11 件）

(2) 産業廃棄物に係る適正な事務処理の推進について（平成 25 年度テーマ監査）

産業廃棄物処理に係る一連の事務処理において、基本的な誤りや不適正な事案が数多く見受けられたが、県機関へのアンケート調査、研修会や通知による事務担当者への周知といった取り組みを行った結果、不適正な事務処理件数が減少した。（会計管理部・総務局・環境県民局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

未利用県有地の管理に係る事務について（平成 26 年度テーマ監査）

土地台帳に記載する土地の登記面積と実測面積について、明らかに面積が異なっているものについては、差異について原因を調査し、必要に応じて再測量を行うとともに、地積の更正を行うなど、財産の適正管理に努められたい。（総務局・健康福祉局・教育委員会事務局）

<確認基準>

区 分	内 容	摘 要
改善済み	監査結果を基に改善の措置を講じ、改善を終えたもの。	その後の取組状況の報告を求めない
改善見込み	監査結果を基に改善中で、改善が確実であると見込まれるもの。	
改善に着手	監査結果を基に改善に着手しているもの。	その後の取組状況の報告を求める
検討に着手又は検討していく	監査結果を基に改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているもの。	
取り組んでいない	監査結果に基づく取り組みがなされていないもの。（改善も検討もしていないもの）	
その他	上記以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・執行機関の考え、見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの ・監査と執行機関との考え、見解に相違があるもの ・その他 	—

(参考) 年度別措置状況等について

1 平成 27 年度定例監査・テーマ監査に対する措置の状況

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・ 改善を求める 事項	措置状況					
		改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本庁	指摘事項	13	13	0	0	0	0
	改善を求める事項	8	3	5	0	0	0
	計	21	(76.2%) 16	(23.8%) 5	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
地方 機関	指摘事項	29	28	1	0	0	0
	改善を求める事項	9	4	5	0	0	0
	計	38	(84.2%) 32	(15.8%) 6	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合計	59	(81.4%) 48	(18.6%) 11	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	

注1 指摘事項とは、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（軽微なものを除く）

注2 改善を求める事項とは、指摘には至らないが、改善を求めるもの（長期未納のうち改善を求めるものを含む）

注3 合計の（ ）内は、指摘事項・改善を求める事項の件数に対する割合

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・ 改善を求める 事項	措置状況				
		改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	8	8	0	0	0	0
改善を求める事項	1	0	1	0	0	0
合計	9	(88.9%) 8	(11.1%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	意見	措置状況				
		改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
県有施設の安全管理	9	8	0	1	0	0
合計	9	(88.9%) 8	(0.0%) 0	(11.1%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0

2 平成26年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本庁	指摘事項	17	0	0	0	0	0	0
	改善を求める事項	15	1	0	1	0	0	0
	計	32	1	(0.0%) 0	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
地方機関	指摘事項	25	1	1	0	0	0	0
	改善を求める事項	9	5	1	4	0	0	0
	計	34	6	(33.3%) 2	(66.7%) 4	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合計	66	7	(28.6%) 2	(71.4%) 5	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	

注 未改善事項とは、指摘事項・意見のうち、昨年度の公表時点で改善が不十分であったもの

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	7	1	1	0	0	0	0
改善を求める事項	6	2	2	0	0	0	0
合計	13	3	(100.0%) 3	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
未利用県有地の利活用及び処分	15	15	4	9	2	0	0
合計	15	15	(26.7%) 4	(60.0%) 9	(13.3%) 2	(0.0%) 0	(0.0%) 0

3 平成 25 年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本庁	指摘事項	31	0	0	0	0	0	0
	意見	16	0	0	0	0	0	0
	計	47	0	0	0	0	0	0
地方機関	指摘事項	74	0	0	0	0	0	0
	意見	15	1	0	0	0	0	0
	計	89	1	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合計	136	1	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	20	0	0	0	0	0	0
意見	0	0	0	0	0	0	0
合計	20	0	0	0	0	0	0

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
公共工事の完成状況	34	3	2	0	1	0	0
県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況	486	12	11	0	0	0	1
合計	520	15	(86.7%) 13	(0.0%) 0	(6.7%) 1	(0.0%) 0	(6.7%) 1